

入札の心得(宗像地区事務組合)

- 1 次の各号に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
 - (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの
 - (4) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (5) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2者以上の代理をしたもの
 - (6) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
 - (7) 金額を訂正した入札
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの
- 2 本工事に従事する労働者には、最低賃金法第4条及び労働基準法第24条を遵守すること。
- 3 委任状、入札書及び見積書の様式は本組合指定の様式を使用すること。
- 4 代理人をもって参加する場合は、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代表者の住所、氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑にて入札すること。
- 5 建設工事については、予定価格を事前公表し、入札は1回だけ行う。その際、入札金額に対応した積算内訳書(自由様式)、入札金額内訳明示書(指定様式)を提出しなければならない。
- 6 郵便入札の場合を除き、委任状、入札書、見積書は全て封筒不要とする。
- 7 建設工事については、最低制限価格を設定する。
- 8 予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と定める。ただし、同一価格による入札があった時は、くじによって落札者を定める。
- 9 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。
- 10 入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめる(ただし、特殊な場合は除く。)。
- 11 契約金額が300万円を超える工事請負契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供すること。契約締結の手続きは、原則、落札日の翌日から7日以内に行うこと。
- 12 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので入札者は課税事業者、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 13 予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格2千万円以上の動産の買入れ等は、条例により、議会の議決が必要となるので、議決日まで仮契約となる(地方公営企業法第40条第1項に該当する場合を除く。)。
- 14 入札を辞退する場合は、その旨を、次により申し出ること。入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる入札書等の書面を直接提出する。
- 15 **入札等に必要な様式は、宗像地区事務組合公式ホームページに掲載する。**
- 16 以上のほか、宗像地区事務組合契約事務規則(平成19年宗像地区事務組合規則第19号)並びに入札に関する法令を遵守すること。